

財産を信託することで次のようなスキームが可能となります。

「子供に株式等を贈与したいが、贈与すると配当が受取れなくなる。」(老後の収入確保)

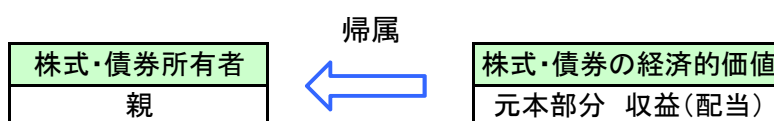
「贈与を考えているが、贈与した財産が子供が使ってしまおうのでは・・・」(子供の浪費防止)

とお悩みの方はこのスキームにより円滑な資産承継が可能となります。

### 株式・債券等を信託することで

収益(配当・利息等)を受取る権利と元本部分に分離させることができます

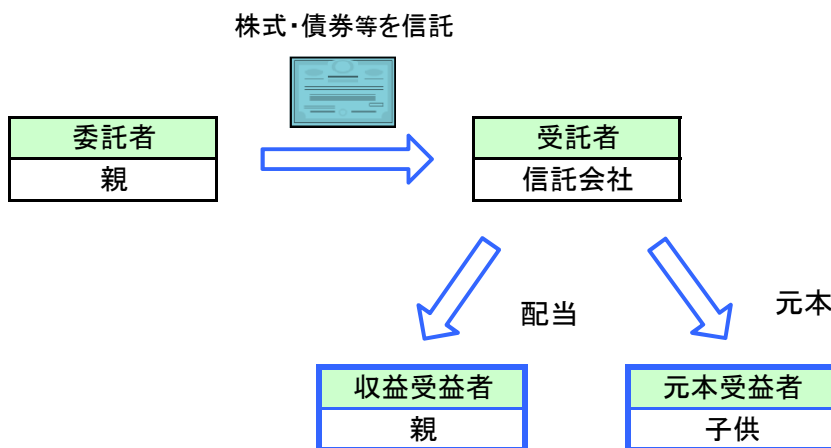
#### [現状]



#### [信託設定]

委託者	親
受託者	信託会社
収益受益者	親
元本受益者	子供

※親から子供への元本受益権のみなし贈与となります



#### ポイント

- ・ 株式・債券等を信託することで収益(配当・利息等)を受取る権利と元本部分に分離させることで財産の元本部分だけ(元本受益権)を子供に移転させることができます。  
収益受益者である親は、信託期間中に配当・利息を受取ることができます(老後の収入確保)。
- ・ 元本受益権者である子供からの申し出により信託解約をすることはできません(子供の浪費防止)。
- ・ 元本受益権と収益受益権を分離させることで、柔軟な資産承継が可能となります。

元本の受益者と収益の受益者とが異なる場合の信託受益権の評価は

「**信託受益権＝元本受益権＋収益受益権**」 で評価されます。【財産評価基本通達202(3)】

「元本受益権」の評価は「信託受益権－収益受益権」

「収益受益権」の評価は、課税時期の現況において推算した受益者が将来受けるべき利益の価格ごとに課税時期から受益の時期までの期間に応ずる基準年利率による複利現価率を乗じて計算した金額の合計額で評価されます。【財産評価基本通達202(3)ロ】

[スキーム(例)]

信託財産	株式・投信 計1億円
年間収益(配当)	1000万円
信託期間	10年

委託者	親
受託者	信託会社
収益受益者	親
元本受益者	子供

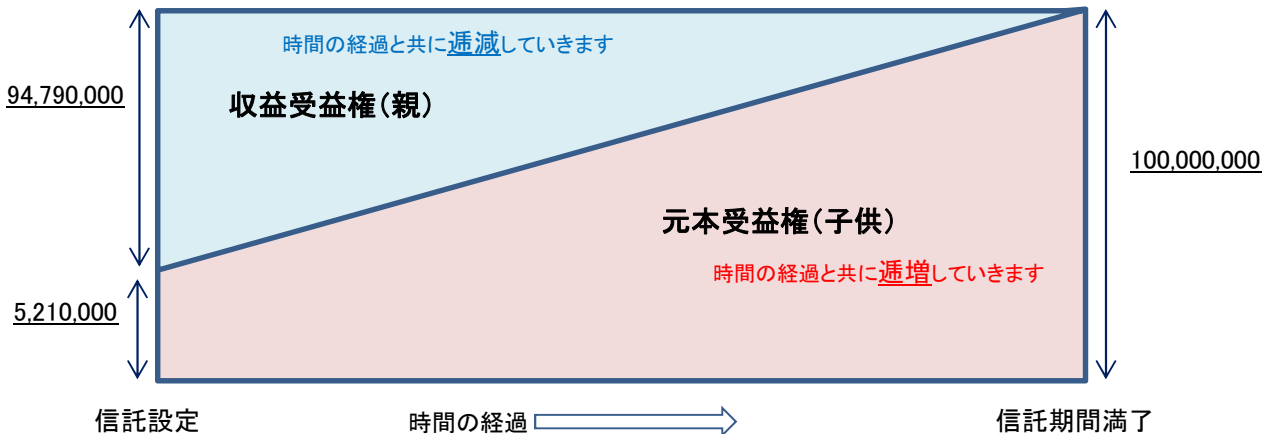
※信託設定時に元本受益者を子供とした場合、親から子供への元本受益権のみなし贈与となります

[信託受益権評価の試算]

	収益(A)	複利現価率(B)	A×B	収益受益権評価(親)	元本受益権評価(子供)	信託財産評価
設定時				94,790,000	5,210,000	100,000,000
1年後	10,000,000	0.999	9,990,000	84,800,000	15,200,000	100,000,000
2年後	10,000,000	0.998	9,980,000	74,820,000	25,180,000	100,000,000
3年後	10,000,000	0.993	9,930,000	64,890,000	35,110,000	100,000,000
4年後	10,000,000	0.990	9,900,000	54,990,000	45,010,000	100,000,000
5年後	10,000,000	0.988	9,880,000	45,110,000	54,890,000	100,000,000
6年後	10,000,000	0.985	9,850,000	35,260,000	64,740,000	100,000,000
7年後	10,000,000	0.901	9,010,000	26,250,000	73,750,000	100,000,000
8年後	10,000,000	0.888	8,880,000	17,370,000	82,630,000	100,000,000
9年後	10,000,000	0.875	8,750,000	8,620,000	91,380,000	100,000,000
10年後	10,000,000	0.862	8,620,000	0	100,000,000	100,000,000
			94,790,000			

複利現価率は国税庁HP「平成24年4月分複利表」より

みなし贈与(親→子供)



## (経過期間に払い込まれた掛金又は保険料の金額の1年当たりの平均額)

200-5 相続税法第25条第1号ロに規定する「経過期間に払い込まれた掛金又は保険料の金額の1年当たりの平均額」は、経過期間に払い込まれた掛金又は保険料の額の合計額を経過期間の年数(その年数に1年未満の端数があるときは、その端数は、切り上げる。)で除して計算した金額による。

年1回一定の金額の掛金又は保険料が払い込まれる契約の場合の「経過期間に払い込まれた掛金又は保険料の金額の1年当たりの平均額」は、当該定期金給付契約に基づき1年間に払い込まれた掛金又は保険料の金額によっても差し支えない。(平22課評2-18外追加)

## (予定利率)

200-6 相続税法第24条及び第25条の規定により定期金給付契約に関する権利を評価する場合の「予定利率」は、当該定期金給付契約に関する権利を取得した時における当該契約に係る「予定利率」をいうのであるから留意する。(平22課評2-18外追加)

(注)「予定利率」については、端数処理は行わないのであるから留意する。

## 第4節 削除

201 削除(昭41直資3-19)

## 5節 信託受益権

### (信託受益権の評価)

202 信託の利益を受ける権利の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。(平11課評2-12外・平12課評2-4外改正)

- (1) 元本と収益との受益者が同一人である場合においては、この通達に定めるところにより評価した課税時期における信託財産の価額によって評価する。
- (2) 元本と収益との受益者が元本及び収益の一部を受ける場合においては、この通達に定めるところにより評価した課税時期における信託財産の価額にその受益割合を乗じて計算した価額によって評価する。
- (3) 元本の受益者と収益の受益者とが異なる場合においては、次に掲げる価額によって評価する。
  - イ 元本を受益する場合は、この通達に定めるところにより評価した課税時期における信託財産の価額から、ロにより評価した収益受益者に帰属する信託の利益を受ける権利の価額を控除した価額
  - ロ 収益を受益する場合は、課税時期の現況において推算した受益者が将来受けるべき利益の価額ごとに課税時期からそれぞれの受益の時期までの期間に応ずる基準年利率による複利現価率を乗じて計算した金額の合計額

## 6節 その他の財産

### (預貯金の評価)

203 預貯金の価額は、課税時期における預入高と同時期現在において解約するとした場合に既経過利子の額として支払を受けることができる金額(以下203《預貯金の評価》において「既経過利子の額」という。)から当該金額につき源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額を控除した金額との合計額によって評価する。

信託受益権の評価明細書

被相続人 氏名	
------------	--

信託財産の所在・種類・数量			
委託者の住所氏名			
受託者の住所氏名			
受託契約締結の年月日	受益の時期	元本	
		収益	
受益者の住所氏名			
受益財産の区分	元本	(全部・一部)	(金銭・金銭以外)
	収益	(全部・一部)	(金銭・金銭以外)
1 元本と収益との受益者が同一人である場合又は元本と収益との受益者が元本及び収益の一部を受ける場合			
信託財産の種類	① 信託財産の相続税評価額	② 受益者の受益割合	評価額 (① × ②)
	円	%	円
2 元本と収益との受益者が異なる場合			
イ 元本の受益権			
信託財産の種類	A 信託財産の相続税評価額	B 収益の受益権の価額 (Dの価額)	C 元本の受益権の価額 (A - B)
	円	円	円
□ 収益の受益権			
受益の時期	① 将来受けるべき利益の価額	② 課税時期から受益の時期までの期間に応ずる基準年率による複利現価率	③ (① × ②)
第 年目	円		円
第 年目			
第 年目			
第 年目			
第 年目			
第 年目			
第 年目			
第 年目			
第 年目			
第 年目			
D 収益の受益権の価額 (③の合計額)		円	

[参考1]

複 利 表 (平成24年1・4月分)

区分	年数	年0.1%の 複利年金現価率	年0.1%の 複利現価率	年0.1%の 年賦償還率	年2%の 複利終価率	区分	年数	年1.5%の 複利年金現価率	年1.5%の 複利現価率	年1.5%の 年賦償還率	年2%の 複利終価率
短期	1	0.999	0.999	1.001	1.020	長期	36	27.661	0.585	0.036	2.039
	2	1.997	0.998	0.501	1.040		37	28.237	0.576	0.035	2.080
							38	28.805	0.568	0.035	2.122
中 期	3	2.985	0.993	0.335	1.061		39	29.365	0.560	0.034	2.164
	4	3.975	0.990	0.252	1.082		40	29.916	0.551	0.033	2.208
	5	4.963	0.988	0.202	1.104		41	30.459	0.543	0.033	2.252
長 期	6	5.948	0.985	0.168	1.126		42	30.994	0.535	0.032	2.297
							43	31.521	0.527	0.032	2.343
							44	32.041	0.519	0.031	2.390
					45		32.552	0.512	0.031	2.437	
	7	6.598	0.901	0.152	1.148		46	33.056	0.504	0.030	2.486
	8	7.486	0.888	0.134	1.171		47	33.553	0.497	0.030	2.536
	9	8.361	0.875	0.120	1.195		48	34.043	0.489	0.029	2.587
	10	9.222	0.862	0.108	1.218		49	34.525	0.482	0.029	2.638
							50	35.000	0.475	0.029	2.691
	11	10.071	0.849	0.099	1.243		51	35.468	0.468	0.028	2.745
	12	10.908	0.836	0.092	1.268		52	35.929	0.461	0.028	2.800
	13	11.732	0.824	0.085	1.293		53	36.383	0.454	0.027	2.856
	14	12.543	0.812	0.080	1.319		54	36.831	0.448	0.027	2.913
	15	13.343	0.800	0.075	1.345		55	37.271	0.441	0.027	2.971
	16	14.131	0.788	0.071	1.372		56	37.706	0.434	0.027	3.031
	17	14.908	0.776	0.067	1.400		57	38.134	0.428	0.026	3.091
	18	15.673	0.765	0.064	1.428		58	38.556	0.422	0.026	3.153
	19	16.426	0.754	0.061	1.456		59	38.971	0.415	0.026	3.216
	20	17.169	0.742	0.058	1.485		60	39.380	0.409	0.025	3.281
	21	17.900	0.731	0.056	1.515		61	39.784	0.403	0.025	3.346
	22	18.621	0.721	0.054	1.545		62	40.181	0.397	0.025	3.413
	23	19.331	0.710	0.052	1.576		63	40.572	0.391	0.025	3.481
	24	20.030	0.700	0.050	1.608		64	40.958	0.386	0.024	3.551
	25	20.720	0.689	0.048	1.640		65	41.338	0.380	0.024	3.622
	26	21.399	0.679	0.047	1.673		66	41.712	0.374	0.024	3.694
	27	22.068	0.669	0.045	1.706		67	42.081	0.369	0.024	3.768
	28	22.727	0.659	0.044	1.741		68	42.444	0.363	0.024	3.844
	29	23.376	0.649	0.043	1.775		69	42.802	0.358	0.023	3.921
	30	24.016	0.640	0.042	1.811		70	43.155	0.353	0.023	3.999
	31	24.646	0.630	0.041	1.847						
	32	25.267	0.621	0.040	1.884						
	33	25.879	0.612	0.039	1.922						
	34	26.482	0.603	0.038	1.960						
	35	27.076	0.594	0.037	1.999						

- (注) 1 複利年金現価率、複利現価率及び年賦償還率は小数点以下第4位を四捨五入により、複利終価率は小数点以下第4位を切捨てにより作成している。
- 2 複利年金現価率は、定期借地権等、著作権、営業権、鉱業権等の評価に使用する。
- 3 複利現価率は、定期借地権等の評価における経済的利益（保証金等によるもの）の計算並びに特許権、信託受益権、清算中の会社の株式及び無利息債務等の評価に使用する。
- 4 年賦償還率は、定期借地権等の評価における経済的利益（差額地代）の計算に使用する。
- 5 複利終価率は、標準伐期齢を超える立木の評価に使用する。